

○ 農業用機械施設補助の整理合理化について

昭和 57 年 4 月 5 日 57 予第 401 号
農林水産事務次官から各地方農政局長、
北海道知事、沖縄総合事務局長あて
最終改正 平成 26 年 3 月 31 日 25 予第 1131 号

昨今、行財政の合理化、効率化の見地から補助金等の整理合理化について強い要請があり、農業助成についても、補助金等の整理、統合・メニュー化、補助内容の見直し・重点化等が求められている。また、行政においても、昭和 56 年 8 月 25 日に「行財政改革に関する当面の基本方針」が閣議決定され、その中において補助金等の整理合理化の方向が示されたところである。

このような状況に対処するため、農林水産省においては、昭和 57 年度予算において補助金等を大幅に統合・メニュー化する等補助金等についての見直しを行ってきたところであるが、この度その一環として、農業用機械施設補助について補助対象の重点化等の観点からより一層の整理合理化と補助対象の明確化を図ることとし、下記の通り補助対象とする範囲の基準を定めたので、御了知の上、趣旨の徹底と事業の円滑な遂行に遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い、各補助事業の実施要領等に、農業用機械設備の補助についてはこの通達による旨を規定することとされたので、留意されたい。

これと関連して、農林漁業金融公庫の主務大臣指定施設資金のうち農業用機械施設に対する融資枠を増加することとされたので、申し添える。

また、この通達の制定に伴い、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 54 年 4 月 3 日付け 54 予第 265 号農林水産大臣官房長通達）は廃止したので、御了知ありたい。

おって、貴管内の都府県知事には、貴職から通知されたい。

以上、命により通知する。

記

- 1 農業用機械のうち、トラクターその他の汎用作業機械等の個別経営になじむ機械については、補助対象としない。その他の農業用機械については、地域における普及度等を考慮して対象作目等ごとに関係局庁の長が別に定める共同利用機械に限り補助対象とする。
- 2 農業用施設のうち、温室、畜舎、サイロ、果樹棚等の個別経営になじむ施設については、補助対象としない。ただし、当該施設が実験展示又はモデル・パイロット的なもの等特別の事由があるもので、関係局庁の長が別に定める共同利用施設に限り補助対象とする。
- 3 1 及び 2 にかかわらず、農用地造成により創出された大規模経営に係る機械施設及び公共育成牧場に係る共同利用の機械施設は、補助対象とする。
- 4 1 及び 2 にかかわらず、地域による機械施設の普及度等を考慮し、次の事業に係る共同利用機械施設は、補助対象とする。
 - (1) 沖縄、南西諸島対策事業
 - (2) 活動火山対策事業
 - (3) 条件不利地域対策事業
 - (4) アイヌ農林漁業対策事業

附 則

- 1 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。